

令和 元 年 10 月 10 日

## 美幌町民会館使用料減免申請書

美幌町長 様

次の理由により使用料の減免を申請します。

代表者氏名 (法人・団体名)	〇〇〇〇会 代表 美幌太郎				
代表者住所	〒 092 - 0000 美幌町字東〇条北〇丁目〇番地				
担当者氏名	美幌花子	担当者連絡先 090 - 0000 - 0000			
行事名等	〇〇〇〇会第5回定期演奏会				
減免申請理由	町民会館条例施行規則第6条 別表第2第12項に基づく減免申請 ※裏面参照				
	減免の割合又は免除の区分 免除 ・ 9割 ・ 5割				
使用日時	令和 元年 10 月 26 日 (土) 11 時 00 分 ~ 21 時 00 分 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分				
使用室名 ・ 使用備品名	<input checked="" type="checkbox"/> びほーる <input type="checkbox"/> 舞台のみ <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 <input type="checkbox"/> ギャラリー	<input type="checkbox"/> 中ホールA <input type="checkbox"/> 中ホールB <input type="checkbox"/> 小ホールA <input type="checkbox"/> 小ホールB	<input checked="" type="checkbox"/> 会議室1 <input checked="" type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> 会議室3 <input type="checkbox"/> 会議室4 <input type="checkbox"/> 会議室5 <input type="checkbox"/> 会議室6	<input type="checkbox"/> 会議室7 <input type="checkbox"/> 会議室8 <input type="checkbox"/> 地域活動室 <input type="checkbox"/> 和室A <input type="checkbox"/> 和室B <input type="checkbox"/> 配膳室	<input type="checkbox"/> 舞台照明設備 <input type="checkbox"/> 音響設備 <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター <input type="checkbox"/> 金屏風 <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 配膳室設備
備考 (複数日用)					

※1 申請するときは、団体等の名簿を添付してください。

ただし、使用日の属する年度において既に提出している場合は、添付の必要はありません。

※2 この申請書及び添付書類に掲載された個人情報、美幌町民会館の使用に関すること以外使用することはありません。

減免することとしてよろしいか伺います。

	教育長	部長	主幹	主査	担当
決裁					

別表第2(第6条関係)

減免基準

項	対象となる要件	減免の割合又は免除の区分
1	社会教育関係団体が会議で使用する場合 (1)美幌町文化連盟及び加盟団体(2)美幌町PTA連合会及び加盟団体(3)美幌町体育協会及び加盟団体	免除
2	美幌町自治会連合会、各部会(団体の会議、事業で使用する場合。単位自治会は、会議で使用する場合のみ。ただし、アルコールを伴う飲食で使用する場合を除く)	
3	美幌町青少年育成協議会及び青少年育成を目的とした美幌町教育委員会が認める団体が教育活動の一環として使用する場合	
4	美幌町社会福祉協議会が使用する場合	
5	美幌町老人クラブ連合会が使用する場合	
6	美幌町が公用又は公共的事業で使用する場合	
7	町内に設置されている学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所の児童生徒が、自ら行う文化活動及び学校行事として使用する場合	
8	町内で開設されている老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設が入所者及び利用者のために使用する場合	
9	町内で開設されている介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設が入所者及び利用者のために使用する場合	
10	町内で開設されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設又は障害福祉サービス事業を行う者が入所者及び利用者のために使用する場合	
11	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその関係者で構成する町内の団体が利用する場合	
12	美幌町文化連盟、美幌町文化連盟加盟団体、美幌町体育協会及び美幌町体育協会加盟団体が事業(舞台発表・講演会等)で使用する場合(1年につき1回のみ。アルコールを伴う飲食で使用する場合を除く)	9割減免
13	9割減免の団体が、年度内で2回目以降に使用する場合	5割減免
14	美幌町が共催する事業で団体が使用する場合	